

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間10日以上とする。

《 対策 》 令和2年度～

- ・職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行うよう、各部門長へ周知徹底する。
- ・子どもの休み（夏休みなど）、学校行事（入学式など）、家族のイベント（結婚記念日など）など、職員が子どもや家族とふれあう機会を増やせるよう年次有給休暇の計画的な取得を促進する。

目標2 計画期間内に、所定外労働時間を一人あたり年間120時間未満とする。

《 対策 》 令和2年度～

- ・職員が所定外労働をすることなく定時で帰宅しやすい雰囲気や環境づくりを行うよう、各部門長へ周知徹底する。
- ・所定外労働時間の原因分析を行い、所定外労働時間が多い部門には業務改善を促す。